

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成25年5月8日 内閣府消費者委員会事務局

平成22年5月11日付け及び平成24年10月24日付け特定保健用食品の表示許可に係る 内閣総理大臣からの諮問に関し、平成25年3月25日の第12回消費者委員会新開発食品 調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた2品目について、昨日付 けで消費者委員会委員長より答申を行った。

- 1. 次の2品目は、第12回新開発食品調査部会において結論が得られ、いずれも特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - 大人ダカラ
 - 伊右衛門 特茶

2. 上記2品目については、7日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料:平成25年5月7日付けで答申を行った品目

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当:山岸·中島

電話:03-3507-9945 FAX:03-3507-9989

(1)平成22年5月11日付け消食表第137号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	大人ダカラ	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。

^()諮問書(平成22年5月11日付け消食表第137号)において、申請者を「サントリー株式会社」として諮問を受けた品目。

(2) 平成24年10月24日付け消食表第430号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	伊右衛門 特茶	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。